

意見書案第7号

所得税法第56条の廃止を求める意見書

標記の意見書案を別紙のとおり、逗子市議会議規則第14条の規定により提出いたします。

令和元年9月25日

逗子市議会議長 高野毅 殿

逗子市議会議員 橋爪明子
同 岩室年治

(別紙)

所得税法第56条の廃止を求める意見書

中小業者は、地域経済の担い手として、日本経済の発展に貢献してきた。その中小業者の営業と生活は、家族全体の労働で支えられている。しかし、所得税法第56条では、配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払は必要経費に算入しないと定めており、家族従業者の働き分である自家労賃は、必要経費に認められていない。

家族従業者の働き分は、事業主の所得となり、控除される働き分は、配偶者の場合は86万円、家族の場合は50万円で、家族従業者は、この僅かな控除が所得とみなされるため、社会的にも経済的にも自立が困難な状況に置かれている。

税法上では、青色申告にすれば働き分を経費とすることができるが、同じ労働に対し、青色と白色で差をつける制度は矛盾している。

ドイツ、フランス、アメリカ、イギリスなど、世界の主要国では、税法上も自家労賃は必要経費と認められている。

我が国においても、家族従業者の労働の社会的評価、働き分を正当に認め、人権保障の基礎をつくるためにも、所得税法第56条は廃止すべきである。

よって、逗子市議会は国に対し、所得税法第56条を廃止するよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月25日

逗子市議会